

2018年度③

公 法

(全 3 ページ)

問 題

	ページ
憲 法 1
行 政 法 2

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I Xは、東日本大震災および福島第1原子力発電所の事故ののち、O市がその震災により生じた廃棄物を受け入れる方針であることを知った。そこで、Xは廃棄物受け入れ予定地の周辺住民ら十数名とともに、20XX年10月17日午後3時頃から、O駅駅舎の外部に接しJ鉄道会社が所有・管理する広場（以下、「本件広場」という）において、無許可で震災がれき受け入れ反対の街頭宣伝活動及びビラの配布を始めた。本件広場は、公道と接していて、一般市民が自由に通行できるようになっている。

宣伝開始から数分後、O駅管理者やその依頼を受けて駆け付けた警察官によって本件広場からの退去要求がなされたが、Xらはそれを無視してビラ配付を続け、さらに携帯用拡声器を使用して「警官隊は帰れ。不当な弾圧はやめろ。」などと演説するなどして、約20分間にわたり本件広場に滞留した。

これらの行為が刑法130条後段の不退去罪にあたるとして、Xは起訴された。

Xを刑法130条後段の不退去罪で処罰することの合憲性について論じなさい。

II 天皇の公的行為として、憲法で定められた国事行為以外の行為も憲法上許容されるかについて、論じなさい。

行政法③

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(配点50点)

〔事実〕

- (1) Xは、観光施設の経営を行っている会社であるが、Y県の温泉地で新たな温泉の掘削を行おうと考え、温泉法3条1項に基づきY県知事に対して、温泉掘削の許可を申請しようとした。しかし、Y県知事は、当該温泉地は規模が大きくないにもかかわらず既に多くの温泉旅館や施設が存在していることから、新たな温泉が掘削された場合、既存の旅館等の経営に悪影響があるのではないかと懸念し、Xに対して、申請を撤回するよう求めた。しかし、Xは、申請を撤回する気はないとして、Y県知事に対して申請書を提出した。Y県知事は申請書を受け取ったが、Xの申請を審査することなく、Xに対して、本件申請を撤回するよう継続して指導を行った(以下、「本件指導」という)。本件指導は、半年に及び、温泉掘削許可についてY県知事が定めていた標準処理期間である2ヶ月を大きく超えた。
- (2) Y県知事は、Xの申請から半年経過後、Xの申請を認めない処分を行った(以下、「本件処分」という)。Y県知事は、本件処分の理由として、Xに対して新たな温泉掘削許可を与えた場合、既存の旅館等の経営に悪影響があり、公益を害するおそれがあるとして、温泉法4条1項3号に該当するとした。Xは本件処分に対して取消訴訟を提起して争うこととした。

なお、Xに対して温泉掘削許可が行われても、既存の温泉の湧出量や温度に影響を及ぼすものではないものとする。

〔資料〕

- 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)

(目的)

第1条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(土地の掘削の許可)

第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定める

ところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(2項略)

(許可の基準)

第4条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

(4号以下略)

(2項以下略)

○ Y県行政手続条例

(申請に関連する行政指導)

第33条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

[設問]

(1) 本件指導の適法性を検討しなさい。

(2) Xの立場から、本件処分が違法であるとの主張を行いなさい。なお、本件処分には手続的な違法はないものとする。